

一 般 質 問

2 番 笠 原 進

1 公共施設全体のマネジメントと優先順位の考え方について

現在、湯河原町では複数の公共施設に関して整備・再編の動きが見られます。みやのうえ保育園整備事業については、令和7年7月31日の臨時会で補正予算が可決され、再設計に向けた準備が進められています。また、鍛冶屋会館についても、地域ニーズを踏まえた再整備の方向性が検討されています。

一方で、役場庁舎のあり方については、昨年度実施された町民アンケートの結果を踏まえた住民向け結果報告会も開かれ、今後の更新・再編の必要性が意識され始めています。令和7年6月の環境・観光産業常任委員会では万葉荘について、令和9年度以降の更地化・売却の方針が検討されていることも報告されました。

こうした施設整備の動きがある一方で、令和3年3月に策定された「公共施設個別施設計画」では、施設ごとの対応方針が整理されています。また、それをより実態に即した精度の高いものとするために翌年の令和4年3月に改訂された「湯河原町公共施設等総合管理計画」を軸に、整備の方向性や優先順位は判断されるべきと考えます。

しかし、例えばみやのうえ保育園については、当初は「長寿命化」が基本方針とされていたにもかかわらず、令和4年度第5回定例会では、建て替えも視野に入れた再検討のための予算組み替えが議決されました。結果として、整備方針に大きな変更が生じています。

このように、個別施設計画からの方針転換が実際に起きていることを踏まえると、全体として計画の進捗状況や見直しの有無についても確認が必要だと感じます。公共施設のマネジメントにおいては、個々の対応にとどまらず、町の将来像や財政見通しを踏まえた「全体最適」の視点が、今後ますます重要になると考えます。

そこで、以下の点について伺います。

- (1) 現時点で町が保有する公共施設のうち、法定耐用年数を超過している、または構造的・機能的に著しく老朽化していると考えられる施設には、どのようなものがあるか。主な施設の現状について具体的にお示してください。
- (2) そうした施設に対し、更新・改修・統廃合等の対応を進めるにあたり、現時点で優先的に対応すべきと考えている施設があればお示してください。
- (3) 令和3年3月に策定された「湯河原町公共施設個別施設計画」及び令和4年3月に改訂された「湯河原町公共施設等総合管理計画」に基づき、これまでにどのような取組が実施され、計画に対する進捗状況はどうなっているか。計画通りに進んでいるもの、方針転換や遅れが生じているもの、それぞれについて、町の見解を伺います。
- (4) 今後、公共施設の統廃合や機能再編、更新整備を進めていくにあたり、どのような体制・スケジュールで検討を行い、町民や議会との情報共有・意思決定をどのように進めていくのか、現時点での考えを伺います。

1 肢体不自由児の地域生活を支える環境整備について

近年、重度の肢体不自由児や医療的ケア児を家庭で介護している世帯から、「在宅介護の限界」や「将来への不安」といった声が上がっています。

現在、湯河原町内には障がい児を対象とした地域密着型のグループホームはなく、保護者の高齢化により深刻な「介護の担い手不足」が顕在化しつつあります。

このような状況を踏まえ、肢体不自由児や医療的ケア児が安心して地域で暮らせる環境整備について伺います。

- (1) 湯河原町内に在住する肢体不自由児・医療的ケア児の数、またはその家庭からの要望など町内ニーズの把握状況はどのようになっているかお聞かせください。
- (2) 当該者の成人後を見据えた生活支援体制づくりについての課題は、どのように捉え、認識していますか。
- (3) 近隣自治体における障がい児の受け入れ可能なグループホームなど、現在の受け入れ先と町が展開している支援策についてお聞かせください。
- (4) 短期入所・レスパイト入院などの介護者の一時休息的な支援策の現状は、どうなっているのかお聞かせください。
- (5) 厚生労働省や神奈川県が実施する「障害福祉施設等施設整備費補助金」などを活用し、町内にグループホームを整備する可能性は有るのでしょうか。若しくは、民間事業者等による設置への協力・誘致、相談体制づくりを進める意向は有るのかお聞かせください。

- (6) 共生社会の実現に向け、重度障がい児が地域で暮らし続けられる環境づくりを町としてどのように進めるのかお聞かせください。

併せて、地域住民との共生・理解を深める啓発の取り組みも含め、今後の方針をお聞かせください。

2 安全・安心な生活環境の整備について

全国の都市公園や道路において倒木等による事故が発生している状況を報道等で見聞きする機会が増えています。

また、令和7年6月16日開催の総務文教・福祉常任委員会では、「令和6年度湯河原町空き家実態調査業務委託」の結果が報告されました。

そこで、住民が安全・安心に生活するための環境の整備の観点から2点伺います。

- (1) 道路にはみ出した枝葉による通行支障や倒木の危険など、安全面での課題が指摘されています。街路樹の適正管理について、現状の点検体制や剪定計画はどのように行っているのかお聞かせください。
- (2) 特定空き家への対応については、調査結果を踏まえ、空き家対策計画を策定していくとの説明がありましたが、当該計画の進捗状況をお聞かせください。また、倒壊や防犯・防災面の懸念がある特定空き家については、町はどこまで関与できるのか、確認のためお聞かせください。

1 目的税（都市計画税）について

湯河原町では、地方税法の規定により、目的税である都市計画税を土地または家屋の所有者に対し課税・徴収しています。

都市計画税は、都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に充てるため課税していますが、これまでの事業内容の推移等から見ると、目的税としての役割は縮小の方向に向かうべきと考え、次のとおり質問します。

- (1) 令和7年度当初予算ベースの都市計画税充当事業及び充当額を教えてください。また、参考として入湯税充当事業及び充当額も教えてください。
- (2) 平成元年度、令和元年度、令和7年度当初予算ベースで都市計画税の予算額をお示しください。また、都市計画税の一般会計歳入予算比率及び自主財源比率も教えてください。
- (3) 地方税法では、「都市計画税の税率は100分の0.3を超えることができない。」となっており、湯河原町税条例の都市計画税の税率は100分の0.25となっています。
これまで税率の変移がありましたら、改正理由と合わせて教えてください。
- (4) 過去の一般質問で元議会議員が都市計画税の減額について質問し、前町長の答弁では、「都市計画税はこれからの事業及び償還の財源として充当しており、一般財源が増える見込みがない中で税率引き下げは厳しい。」と回答していましたが、新たに宿泊税を導入する中で、今後も都市計画税の課税を続けるのか、または段階的な減額のお考えはないのかお教えてください。

2 組織の改編及び職員の適正配置について

地方公務員法第30条で、「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」とされています。

湯河原町におきましても、住民の要望などに職員の皆さんが迅速に対応していると思いますが、このところ職員による物損事故をはじめ、対応のミスが目立ちます。

庁内の連携不足や緊張感の欠如は、仕事量の増加、煩雑化に伴う職員の疲労の蓄積も要因の一つであると推察しています。

そこで、次のとおり質問します。

- (1) 職員のミスなどに対する指導と、事後の管理監督体制はどのようにされていますか。
- (2) 一部の課等に業務量が偏在している認識はお持ちでしょうか。
- (3) 職員の精神的・肉体的疲労は、業務に大きく影響するため、職員のメンタルチェックは大切な健康管理業務と認識していますが、調査結果に基づく適切な指導はどのようにされていますか。
- (4) 現在の組織を改編して、住民の視点に立った効率的かつ適正な人員配置を検討すべきと考えますが、見解をお聞かせください。

1 ふれあい農園の現状と今後の運営等について

湯河原町では毎年千人以上の方が転入しており、温暖で自然環境に富んでいることを転入理由にしている方も多いと聞いています。

そのような方達の中には、農業を行う事の楽しみを見出している方もいて、ふれあい農園の活用に関心を持たれています。

そこで、次の質問をいたします。

- (1) ふれあい農園6か所の利用率は、10年前と比較してどのように推移していますか。
- (2) 「湯河原町ふれあい農園貸付要綱」には町内に畑以外の固定資産を所有している方も貸付対象者となっていますが、現在どのくらいの方が利用されていますか。
- (3) 借受区画数は原則1区画となっていますが、複数区画借受者の割合を教えてください。
- (4) 利用者が専門家から相談を受けられる体制や、ふれあい農園で農業指導を受けられる体制について具体的にお聞かせください。
- (5) 貸付条件には、野菜・花等以外の栽培と営利目的の栽培を禁止していますが、これらを緩和していく考えはありますか。
- (6) ふれあい農園の設置目的は、「自然に触れ合い、農業に対する理解を深めること」とされています。目的の更なる推進のため、管理・運営について検討していることがありましたら、お教えてください。

2 こども誰でも通園制度の取り組みについて

令和8年4月より「こども誰でも通園制度」が施行されます。

令和7年度中にこれに対する基準を決めることとなりますが、現在までの取り組みと併せて、一時預かり制度との関連及び差異についてお聞かせください。

1 避難施設への空調設備の設置と災害時非常用電源の導入について

湯河原町では気象庁が発表する警報等から判断して避難所を開設しています。

今般の異常気象や大規模地震等に伴い、災害のリスクはさらに高まっていることから、中・長期的な避難生活も視野に入れる必要があると認識しています。

令和6年12月定例会においては、熱中症対策に着眼して質問をしましたが、平時の熱中症対策と併せて、避難所における熱中症対策の観点から、次のとおり質問します。

- (1) 湯河原町防災計画に基づく避難施設（地域会館、保育園及び小学校の体育館等）のうち、空調設備が設置されていない施設があれば、お示ください。
- (2) 文科省の交付金メニューに「空調設備整備臨時交付金」がありますが、児童・生徒及び利用者への熱中症対策及び避難施設機能強化、耐災害性の向上を図る観点から、当該メニューを活用する考えはありますか。
- (3) 湯河原町防災計画における避難場所等の整備において、「大規模停電や計画停電を想定して、避難所に指定されている施設への太陽光発電その他の再生可能エネルギー等の導入を推進します。」と記されています。
経産省の補助事業として、大規模災害時等においても、空調機能等の施設の機能を維持することが必要な避難所等に自衛的な燃料備蓄を推進するための事業がありますが、非常用電源の無い避難施設へ導入する考えはありますか。

1 鳥獣対策（特にニホンジカ）について

林野庁2024年発表によりますと、わが国のシカによる被害は、森林被害全体の約7割を占め、農林水産省2023年発表によりますと、農作物被害の約5割を占めるとともに、毎年被害件数が増加して深刻な状況となっています。

環境省作成第二種特定鳥獣管理計画作成のためのガイドライン（ニホンジカ編）には、個体数の増加が報告され、ニホンジカ由来伝染病とマダニの危険性も記載されています。湯河原町でも農家の方々を中心にシカの目撃や捕獲の報告を何件もうかがっております。

本町におけるシカの被害が顕在化する前に、早急に対策を練らなければならないと思います、質問いたします。

- (1) 本町におけるシカの被害及び目撃報告の件数を把握されていればお聞かせください。
- (2) シカに特化した、管理計画等はどのようなものか、お聞かせください。
- (3) シカを駆除する場合には狩猟者の協力を仰ぐこととなりますが、現在の狩猟体制や狩猟者の人数をお教えてください。
- (4) 町として狩猟者の増員や育成を行う計画はありますか。
- (5) イノシシをはじめ捕獲した鳥獣の処分は捕獲者に任せているようですが、ジビエ肉等にするための施設充実の計画があればお聞かせください。

2 狭あい道路拡幅事業について

幅員4メートル未満の狭あい道路は、デイサービス等の介護車両や緊急車両の進入を妨げる他、日常の車両の通行や登下校の安全を脅かすだけでなく、時

に火災の延焼を招くなど町民生活の安全・安心を脅かす存在となっています。
また、空き家の増加を招く要因の一つにもなっています。

狭あい道路解消は、これまで建築基準法第42条第2項の規定を主な拠り所に進められ、後退・拡張された部分の帰属や管理等について統一的な制度、基準が示されていなかったところ、令和6年3月、国土交通省から狭あい道路の解消に向けた制度の構築や事業の実施の望ましいあり方、先進的な事例を示した「狭あい道路対策に関するガイドライン」が示され、狭あい道路解消に大きな一歩が踏み出されました。そこで質問いたします。

- (1) 本町の狭あい道路の現状はどのようになっていますか。また、狭あい道路拡張を速やかに行わなければならない箇所はどの程度ありますか。
- (2) 国土交通省作成の狭あい道路拡張のガイドラインを参考に、本町では対策を計画されていますか。
- (3) 他の市町では狭あい道路拡張に関して補助制度が設けられていますが、本町では今後補助制度の導入に関して計画はありますか。
- (4) 先進的な地方公共団体では、狭あい道路拡張部分を分筆登記し地目変更登記も行っています。また、拡張部分を買取る地方公共団体は近隣市町に存在します。いずれの施策も本町はまだ実施されていないのが現状ですが、今後、実施していく計画はありますか。
- (5) 狭あい道路拡張に関する条例等を制定・施行されるお考えはありますか。

1 湯河原町の「男女共同参画政策」について

2025年4月から今後5年間の指標となる新たな「ゆがわら男女共同参画プラン」が施行されています。

湯河原町の取組として女性活躍の推進、困難な問題を抱える女性への支援等が謳われています。

過去5年間の男女共同参画プランから新しいプランに変わり、町として具体的に進展した点にはどのようなものがあるかお聞かせください。

2 町政のデジタル化について

町政のデジタル化は、人口減少・少子高齢化社会の進行や、社会経済構造や人々の働き方・暮らしの変化、自然災害・感染症等の危機事案の頻発など、迅速な対応が求められており、その手段の一つが「デジタル化」とされています。

これを踏まえ、湯河原町の行政のデジタル化の現状と今後についてお聞かせください。

3 「コキアの郷」について

コキアの郷事業は、今年度でいったん当初の計画が終了し、その後は町として事業展開するものと承知しています。

令和8年度以降の事業継続についてどのようにお考えでしょうか。

4 副町長を置かない町政について

内藤町長が町長に就任され、副町長については不在となったまま、1年以上が経過しました。

副町長を置かない理由と併せて、行政上の支障がないかお聞かせください。

5 進行中の事案について

進行中の事案の進捗状況については、随時委員会等で説明を受けていますが、次の事案について遅滞がないかお尋ねします。

- (1) 川端公園整備事業について
- (2) みやのうえ保育園整備事業について
- (3) 庁舎建て替え基本計画の進捗について